

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

特別養護老人ホーム庄の原苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第 4470101108 号)

(令和 6 年 9 月 1 日 現在)

当施設はお客様に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 温寿会
法人所在地	大分県大分市荏隈字庄の原 1798 番地
電話・FAX	電話：097-544-0888 FAX：097-544-1060
代表者氏名	理事長 井上 修二
設立年月	平成 7 年 7 月 28 日

2. 利用施設

施設の種類	指定介護老人福祉施設
施設目的	要介護状態にある高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供する。
施設の名称	特別養護老人ホーム 庄の原苑
施設所在地	大分県大分市荏隈字庄の原 1798 番地 (〒870-0876)
電話・FAX	電話：097-544-0888 FAX：097-544-1060
施設長氏名	石井 宏治
施設運営方針	「明るく、暖かく、愛を持って、安全に」をモットーに処遇する。
開設年月日	平成 8 年 8 月 1 日
入所定員	70 人

特別養護老人ホームは病院や医療法人主体の施設とは違い、家庭の延長上の施設であり、「生活の場」として要介護状態の方に対してサービスを提供する施設です。医療的なことに対する対応に限度はありますが、本人らしさを大切にして、穏やかにすごせるように援助してまいります。

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は個室～4人部屋です。一部個室の利用は原則として体調不良の時などの使用としております。

居室・設備の種類	室数	面積(m ²)	1人当たり面積(基準面積)	備考
個室	4室	54.6	(13.7)	
2人部屋	5室	100.8	(10.08)	
2人部屋	6室	146.4	(12.2)	
4人部屋	11室	353.2	(8.0)	
合計	26室	655		
食堂		216.63		
機能訓練室		55.3		
浴室		82.7		特殊浴槽、一般浴室、個別浴室
医務室		36.0		

※ 上記は厚生省が定める基準により指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たってお客様に特別なご負担はいたしません。

★**居室の変更**：お客様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、お客様、もしくは他の利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。ご協力をお願いします。

4. 職員の配置状況

職種	常勤・非常勤の別	指定基準
施設長	常勤 1名	1名
管理者	常勤 1名	1名
生活相談員	常勤 2名 / 非常勤 1名	1名
介護職員	常勤 27名 / 非常勤 3名	24名
看護職員	常勤 4名 / 非常勤 1名	4名
機能訓練指導員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
管理栄養士	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
※ 調理員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
介護支援専門員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
医師	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名

※ 給食は業務委託、()は兼務

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
医 師	毎週：毎週 月曜日及び金曜日 14時00分～16時00分
生活相談員	昼間：8時～17時00分 1～2名
介護支援専門員	昼間：8時～17時00分 1名
機能訓練指導員	昼間：8時30分～17時30分 1名
介護職員	昼間：7時00分～16時 3～4名
	8時30分～17時30分 4名
	10時00分～19時 3～4名
	夜間：16時30分～9時30分 4名
	昼間：7時30分～16時30分 1名
	8時00分～17時00分 1名
看護職員	9時15分～18時15分 1名
	(日曜日、祝日及び年末年始を除く。)

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、お客様に対し以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の金額をお客様に負担いただく場合</p> |
|---|

があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスは、利用料金の9割(通常の場合)が介護保険から給付されます。

<p>食 事</p> <p>食費(1日 1,445円) はお客様に負担して いただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では栄養士(管理栄養士)のたてる献立表により、栄養並びにお客様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。お客様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、希望の場所にて食事を取っていただくこともできます。また、1人で食べられない方には食事介助並びに食後の口腔衛生のお手伝いをいたします。 ・食事時間：朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：17時15分～ ・時間外でも個々の状況に応じて対応します。
<p>入 浴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は基本週2回といたします。ただし、身体の状態に応じ回数の変更や清拭となる場合があります。 ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。 ・入浴介助や洗髪、整容をいたします。

排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄介助をいたします。 ・排泄の自立を促すため、お客様の身体能力を最大限活用した援助をいたします。 <p>※おむつ代は介護保険給付のなかに含まれます。</p>
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練員により、心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・週に 2 回、医師による回診を行います。
生 活 相 談	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員による介護や日常生活等についての相談を行います。
レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日会をはじめ四季折々の各種行事やミニドライブなどを催します。また、カラオケ、生花、書道、陶芸教室などのサークル活動を定期的に開催します。ただし、参加費等個人負担が必要な場合もあります。

<サービス利用料金>

※ 法改正等により介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてお客様の負担額を変更いたします。

※ 一定以上所得がある方の介護保険自己負担割合が 2 割、もしくは 3 割へ変更となる場合があります。

負担割合については毎年 7 月に交付される「介護保険負担割合証決定通知証」に記載されておりますので各事業所の担当までご確認ください。

基本料金

(単位：円/1日当たり)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
介護給付 (9 割)	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
自己負担 (1 割)	589	659	732	802	871
自己負担 (2 割)	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
自己負担 (3 割)	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613

当苑の体制に基づくサービス加算 ※1

加算サービス名	サービス内容	料金	算定
日常生活継続支援加算 (I)	介護度 4 と 5 の方が 70%もしくは認知症の方が 65%以上、または痰吸引が必要な方が 15%で介護福祉士が入所者の人数に対して 6:1	36 <u>(72)</u> <u>(108)</u>	○
看護体制加算 (I) ロ	常勤の正看護師を 1 名以上配置	4 <u>(8)</u> <u>(12)</u>	○

看護体制加算（Ⅱ）ロ	看護職員を 25:1 に 1 名加えた数配置 24 時間の連絡体制を確保	8 (16) (24)	○
夜勤職員配置加算（Ⅰ） ロ	配置基準の 3 に+1 名分の時間配置	13 (26) (39)	○
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金、当苑の体制に基づくサービス加算、個別に行うサービスの加算の合計の 14%		○

個別に行なうサービスの加算・減算 ※2

加算サービス名	サービス内容	料金
配置医師緊急時対応加算	配置医師が電話等での訪問依頼に対し、診療の必要性を認め、診察を行った場合に算定 ・早朝（6～8 時）・夜間（18～22 時） ・深夜（22～6 時） ・上記を除く通常の勤務時間外	・ 650 (1,300) (1,950) ・ 1,300 (2,600) (3,900) ・ 325 (650) (975)
療養食加算	医師より糖尿病食等の特別な食事の提供	1 食 6(12) (18)
栄養マネジメント減算	栄養面の計画書作成しない、署名・捺印してない	-14 (-28) (-42)
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専従の機能訓練指導員が個別の機能訓練計画を作成し、署名・捺印後	12 (24) (36)
看取り加算	看取りに関する指針(別紙)及び 24 時間の連絡体制等を確保し、医師が看取りと診断した方に対し、ご家族に説明し介護に係る計画を作成、同意(署名・捺印)後	当日 1280 (2,560) (3,840) 1～2 日前 680 (1,360) (2,040) 30 日前 144 (288) (432) 45 日前 72 (144) (216)
初期加算	入所時、及び 1 ヶ月以上の入院後の 30 日のみ※3	30 (60) (90)

※1・・・体制に基づくサービス加算につきましては体制が整い次第、随時算定させていただきます。

※2・・・個別に行うサービスの加算につきましては医者の指示、及び計画の策定後、本人または身元引受人の方にご説明の上、同意(署名・捺印)を得てからの算定となります。

※3・・・初期加算はショートステイのご利用からそのまま入所された際は、ショートステイ利用日数を引いた日数分が加算されます。

食事の代金、お部屋の料金について

お客様の負担となります。ご本人の収入等の状況によっては行政機関に申請にすることにより下記の通り金額が変わります。

1日当たりの利用者負担限度額

	食費	2人、4人部屋料金	個室料金
標準負担額	1,445円	915円	1,231円
利用者負担第1段階	300円	0円	380円
利用者負担第2段階	390円	430円	480円
利用者負担第3段階①	650円	430円	880円
利用者負担第3段階②	1,360円	430円	880円

★ お客様が入院又は外泊をされた場合の料金について

① サービス利用料金	(1日当たり)	2,460円
② うち、介護保険から給付される金額		2,214円
③ 自己負担(①-②)		246円
④ 居室代(利用者負担限度額によります)	(1日当たり)	1,231~0円
⑤ 合計(③+④)	(1日当たり)	1,477~246円

※入院または外泊をされた当日は所定の通常料金を算定し、その翌日から6日間上記料金をいただきます。帰られた日につきましては通常料金を算定いたします。入院または外泊が月をまたぐ場合につきましては最大で12日分上記料金をいただきます。

ただし、お部屋をショートステイにて使用することに当重要事項説明書にて同意をいただけました際は、上記期間中のショートステイ利用日については料金をいたしません。上記料金期間を過ぎた後(7日目)からにつきましては、ショートステイでベッドを使用させていただくことがあります。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がおお客様の負担となります。

項目	内容	利用料金
医療・お薬代	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への受診や医療機関からの往診 ・お薬の処方及びお薬代 	要した費用の実費
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師や美容師の出張によるサービスを利用した場合 	要した費用の実費
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の希望により特別な食事を注文した場合 	要した費用の実費
複写物の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合は実費をご負担いただきます。 	1枚につき10円
日常生活上必要となる諸費	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の使用する日常生活品(衣類、上靴、洗面衛生具等)はお客様にご負担いただきます。 ・テレビの貸出しは右記の料金をいただきます。 ・テレビを持ち込みの場合は電気代として右記の料金をいただきます。 	要した費用の実費 テレビの貸出 (1日当たり) 50円 (1ヶ月当たり) 1,500円 電気代 (1ヶ月当たり) 500円
貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様のご希望により貴重品管理サービスをご利用した場合 ○ お預かりできる物 金融機関の預金通帳とその届け出た印鑑、健康保険証、介護保険証、老人医療受給者証、有価証券、年金証書等 ○ 預金管理 <ul style="list-style-type: none"> ・預金の出し入れが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者(施設長)へ提出していただきます。 ・保管管理者は「社会福祉法人 温寿会 特別養護老人ホーム 庄の原苑 入所者預り金等取扱規程」に基づき預り金等の管理を行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録簿を作成し、毎月、その写しをお客様へ交付します。 	1ヶ月当たり 1,500円

小口現金について	・日常生活に必要な物を購入した際その都度、ご家族様に掛かった金額を持参いただくことはお手数をおかけすることになりますので、一定の金額をお預かりし、その金額から日常の費用をお支払いさせていただきます。尚、入所後、入所者様個人に介護・医療に関して必要とされる物がある場合には、ご家族様とご相談し、小口現金からの支払いではなく、基本、ご家族様対応にてお支払いいただきます。	貴重品の管理料金に含まれております。
お客様の移送に係る費用	・お客様が私用で外出する際は、介護タクシー等の使用をお願い致します。	介護タクシー利用の場合は実費
退所していただく場合にもかかわらず、居室が空け渡されない場合	・お客様が退所していただく場合にもかかわらず、居室を空け渡されない場合等には、本来の退所していただく日から現実に居室が空け渡された日までの期間に係る料金を負担していただきます。	①お客様の要介護度に応じた介護報酬の金額 ②お客様が要介護認定で自立又は要支援と判定された場合は、直近の要介護度に応じた介護報酬の金額

※ その他利用料をいただく事態が生じた場合は、その都度お客様に了解をいただき定めることといたします。

※ 経済状況の著しい変化やその他止むを得ない事由がある場合、利用料金を相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更内容と変更事由について、変更を行う2ヵ月前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算いたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算いたします。)毎月10日から15日の間にご請求いたしますので、下記のいずれかの方法にて、翌月20日までにお支払い下さい。

また、医療機関への受診料(歯科や訪問診療も含む)やそれに伴うお薬代、日常生活費としての小口現金(残高が不足した際)に関しては、ご利用料金と一緒に、口座より引き落としさせていただきます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様の指定する金融機関口座からの自動引き落とし(利用月の翌月の27日) ・ 下記口座へ直接振り込み
大分銀行 賀来支店 口座番号 4 1 6 8 6 9
口座名義 特別養護老人ホーム庄の原苑 苑長 石井 宏治 <p>※手数料はお客様負担とさせていただきます。</p> |
|---|

6. 入所中の医療の提供について

(1) 日常での医療の提供について

名称 庄の原クリニック(一般内科、無床診療所)

医師 井上 修二 先生

住所 大分市大字荏隈 1790 番地の 1 ☎097 - 573 - 6645

診療時間:月・火・水・金→午前 9:00～13:00(受付 12:30 まで)
午後 14:00～18:00(受付 17:30 まで)

木・土 →午前 9:00～13:00(受付 12:30 まで)

連携医療機関 大分三愛メディカルセンター

担当医師:森 義顕先生 ☎097 - 5411 - 311

同法人内の庄の原クリニックの井上医師が嘱託医となっております。原則週 2 回(月・金)の回診に加え、必要時には当施設の隣にあるクリニックで受診をすることができます。また、常用薬は特に病院の指定がなければ、庄の原クリニックで処方し、対応をさせていただきます。

入所される以前から利用されていた医療機関(かかりつけ医等)に定期的にかかることもできます。詳しい検査や状態に応じて、必要な他の医療機関を受診することがあります。

(2) 体調の変化・怪我等の対応

医療を必要とする場合は、どの医療機関でも受診可能ですが、当事業所の下記協力機関において診療や入院治療を受けることができます。

	名 称	所 在 地	診 療 科
協 力 医 療 機 関	大分三愛メディカルセンター	大分市大字市 566-3	内科、外科他
	大分ユニオン歯科	大分市 4 田中町 11-2 大栄ビル 103	歯科
	訪問歯科ゆうあい 歯科	大分市寺崎町 1-2-29	歯科

(3) 緊急時の対応

1: 日中の対応について

庄の原クリニックの診療時間内につきましては、嘱託医師に報告し、必要な措置を講じます。

2: 上記時間外について

夜間帯等につきましては、一刻を争う状況の際は、救急車にて搬送をいたします。

その他の際は看護職員による 24 時間体制でのオンコール対応を行っており、医師と連携をとりながら対応をいたします。

(4)入院された場合の対応

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

検査入院等、6日間以内の短期入院の場合	6日間以内に退院された場合には、退院後再び当施設に入所できます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金(6ページ参照)をご負担いただきます。
7日間以上3ヶ月以内の入院の場合	3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護(ショートステイ)の居室等をご利用いただく場合がございます。 7日間を過ぎました入院の場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はございません。
入院1ヶ月を過ぎた際に3ヶ月以内の退院が見込まれない場合	入院1ヶ月を過ぎた際に3ヶ月以内の退院が見込まれない、退院の目的が立たない場合には、一度当施設を退所していただきます。退院が決まった際には併設されている短期入所生活介護(ショートステイ)の居室等をご利用いただき、ベッドが空き次第再度入所の手続きをさせていただきます。

入院されている間に、ショートステイの方の受け入れの可否、及び退院後にスムーズにサービスを提供できるようにする為、定期的に入院されている病院やご家族様に状況をお聞きします。

(5)当施設での看取りについて

別紙「看取りに関する指針」において、ご説明をいたします。

尚医師による死亡確認、死亡診断書の作成につきましては、医師の対応に時間が生じることがあり、3時間ほどかかる場合がございます。ご了承ください。

7. 施設を退所していただく場合

お客様は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりお客様の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 当事業所で対応できない医療行為(気管切開、人工呼吸器、中心静脈栄養法等)が必要と医師が判断した場合、及び他の施設での対応が必要と医師が判断した場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 事業所施設の滅失や重大な毀損により、お客様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ お客様から退所の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合

(1) お客様からの退所の申し出

お客様から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにお申出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付料金、もしくは対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② お客様が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他入所を継続しがたい重大な事由が認められる場合⑥ 他の利用者がお客様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① お客様及びそのご家族が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合② お客様及びそのご家族がサービス利用料金を3ヶ月以上遅延し、3ヶ月間催促を行ったにもかかわらずこれが支払われない場合③ お客様及びそのご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合④ お客様が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合⑤ 介護給付料金の改定、及び介護給付における施設全体にかかる各種加算にお客様及びそのご家族が同意できない場合。 |
|--|

(3) 円滑な退所のための援助

お客様が当施設を退所する場合には、お客様の希望により、事業者はお客様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をお客様に対して速やかに行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設、特別養護老人ホームの紹介② 居宅介護支援事業者の紹介③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

※他の施設へ移る際は、他の施設と再度契約をしていただくことになります。入所のお申し込み等は、お客様及びご家族様でしていただくことになります。

8. 残置物引受人

退所された後、当施設に残されたお客様の所持品（残置物）をお客様自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、お客さま又は残置物引取人にご負担いただきます。残置物引取人をどなたかにするかの記事は 14 ページ にしていただきます。

9. 身体拘束について

当施設では、ご利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除いて、ご利用者に対して隔離・身体拘束・その他の方法によりご利用者の行動は制限しません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に各専門職で会議を開き必要性等の検証を行い、その後、検証での内容・目的・理由・身体拘束時間・期間をご利用者・御家族に説明・同意を得たうえで行う事を厳守します。

10. 虐待防止及び人権の擁護について

当施設では、ご利用者の人権の擁護・虐待などの防止の為、

- (1) 事業者に対する研修
- (2) ご利用者及びご家族からの苦情受付体制の整備
- (3) 虐待防止責任者の選定

を行っております。

11. 業務継続計画について

特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行うものとする。

12. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所における 苦情の受付窓口	苦情受付窓口（担当者）		
	職名	事務長	氏名 田崎 友子
	受付時間		
	毎週	月曜日～金曜日	8時～17時30分
	電話番号	097-544-0888	

※ ご意見・ご要望箱を当事業所玄関・2階東非常口の内側に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

大分市役所 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号：534-6111 FAX：548-5387
大分県 国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 大分県市町村会館内 電話番号：534-8470 FAX：537-8652
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-1-41 電話番号：558-0300 FAX：558-6001

(3) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所における 相談窓口	虐待（苦情）相談窓口（担当者）
	氏名 井口 知美
	受付時間
	毎週 月曜日～金曜日 8時～17時30分

○入院又は外泊された際、7日目以降、御本人のベッドをショートステイで使用することに

- ・同意する
- ・同意しない

○残置物引取人及び引取先住所につきましては、

- ・身元引受人が兼ねる
- ・別の方を指名する

住所

氏名 続柄（ ）

連絡先

○指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム庄の原苑

説明者職名

氏 名

印

_____と社会福祉法人温寿会は運営する特別養護老人ホーム庄の原苑が提供する指定介護老人福祉施設サービスについての説明を受け、これに同意し、指定介護老人福祉施設サービスの提供及び契約をします。

上記の契約を証する為本書2通を作成し利用者又は利用者代理人（身元引受人）と事業者が記名押印した上で各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者氏名

氏 名 印

利用者代理人(身元引受人)

氏 名 印

事業者 社会福祉法人 温寿会
特別養護老人ホーム庄の原苑

(所在地) 大分市大字荏隈字庄の原 1798 番地

(代表者) 理事長 井上 修二 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規程ともに大分市条例に基づき、お客様又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。大切に保管して下さい。

<重要事項説明書付属文書>

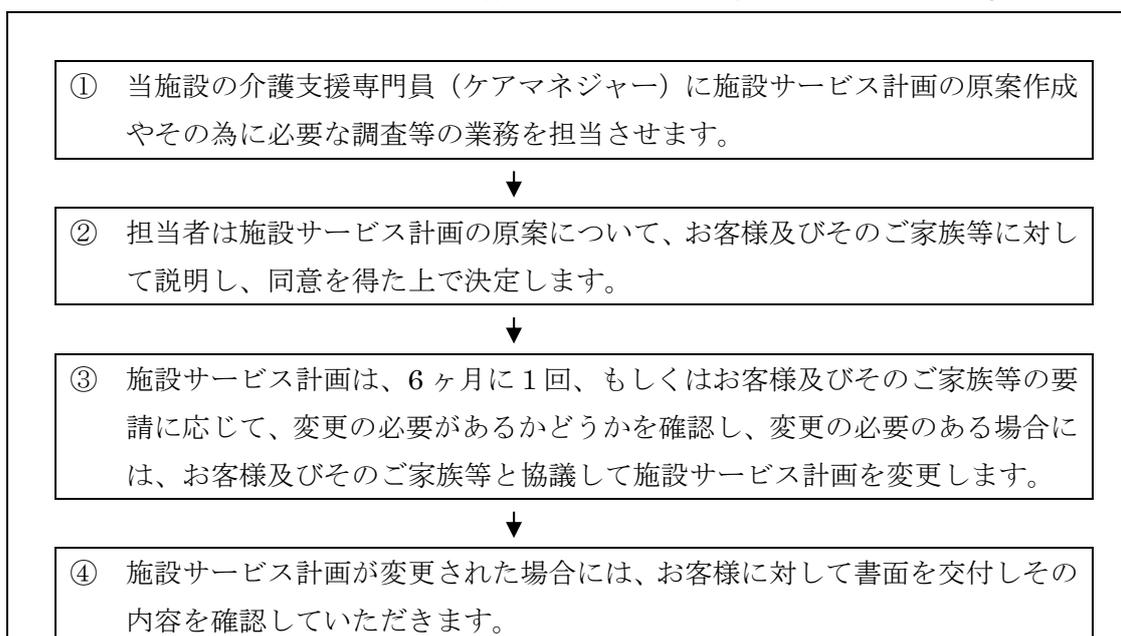
1. 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 二階建（耐火建築）新築部鉄骨造 二階建
建物の延べ面積	3634.9㎡
入所定員	70名
併設事業	<p>当施設では、次の事業を併設しています。</p> <p>[訪問介護]</p> <p>平成12年3月 3日指定 大分市 4470101066号</p> <p>[通所介護]</p> <p>平成12年3月 3日指定 大分市 4470101074号</p> <p>[認知症対応型通所介護事業]</p> <p>平成11年4月 1日指定 大分市 4470101074号</p> <p>[短期入所生活介護]</p> <p>平成12年3月 3日指定 大分市 4470101058号</p> <p>[居宅介護支援事業]</p> <p>平成11年8月31日指定 大分市 4470101066号</p> <p>[認知症対応型共同生活介護施設]</p> <p>平成18年2月17日指定 大分市 4470104060号</p>
施設の周辺環境	九州高速道大分インターチェンジに近接した市街地の高台に位置し、緑豊かな自然環境に恵まれた施設として評価が高い。

2. 重要事項説明時からサービス提供までの流れ

お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所前作成する[施設サービス計画（ケアプラン）]の中に明記します。

[施設サービス計画（ケアプラン）]の作成及びその変更は次のとおり行います。



3. サービス提供における事業者の義務

当施設はお客様に対するサービスの提供に当たって、次のことを守ります。

- ① お客様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② お客様の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携してお客様から聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ お客様が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ お客様に提供したサービスについての記録を作成し、5年間保管するとともに、お客様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ お客様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為はお客様の人権を尊重していく観点から行いません。ただし、お客様又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急止むを得ない場合には記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者・サービス従事者・従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様又はそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務の順守)
ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合、又はお客様が他施設へ移られる場合には、当該医療機関等にお客様の心身等の情報を提供します。
- ⑦ 入院されているお客様について、退院後のサービス提供に円滑に対応できるように、入院先等に心身等の状態をお伺いします。